

新旧対照表

工事請負約款（単価契約）

改正後	現行
<p>第9条 天災地変その他避けることのできない非常災害に基因して請負工事の既済部分又は検査済持込材料に減失き損を生じその損害額が<u>契約金額（単価契約にあたっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下13条において同じ。）</u>の10分の2を超過したときは、発注者は受注者の申立によってその超過金額の2分の1以内を負担することができる。但し、受注者がその損害発生の防止に関して相当の施設をなさず又は注意を怠ったと認められるときはこの限りでない。</p> <p>2. 前項による申立は損害額調書を添付のうえ、事実発生の翌日から起算して5日以内にこれをなさなければならない。</p> <p>3. 第1項の損害の事実及び損害額は事実発生の都度発注者がこれを認定する。</p>	<p>第9条 天災地変その他避けることのできない非常災害に基因して請負工事の既済部分又は検査済持込材料に減失き損を生じその損害額が<u>契約金額</u>の10分の2を超過したときは、発注者は受注者の申立によってその超過金額の2分の1以内を負担することができる。但し、受注者がその損害発生の防止に関して相当の施設をなさず又は注意を怠ったと認められるときはこの限りでない。</p> <p>2. 前項による申立は損害額調書を添付のうえ、事実発生の翌日から起算して5日以内にこれをなさなければならない。</p> <p>3. 第1項の損害の事実及び損害額は事実発生の都度発注者がこれを認定する。</p>
<p>第15条 保証金は<u>契約金額（単価契約にあたっては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条、第17条及び第18条において同じ。）</u>の変更によりこれを増減し又は工事進捗の程度によりその半額以内を還付することができる。但し、契約金額に変更のあつた場合既納保証金が未払い契約金額の10分の1以上になる時は更に納入を要しないものとする。</p>	<p>第15条 保証金は<u>契約金額</u>の変更によりこれを増減し又は工事進捗の程度によりその半額以内を還付することができる。但し、契約金額に変更のあつた場合既納保証金が未払い契約金額の10分の1以上になる時は更に納入を要しないものとする。</p>